

建設リサイクル法の届出が オンラインでできます

令和6年3月1日（金）から
下記の表に該当する地域[※]での工事は、
「徳島県電子申請サービス」
からオンライン申請が可能です



工事を行う場所	受理窓口	問合せ先
小松島市，勝浦町，佐那河内村，神山町， 北島町，藍住町，鳴門市，松茂町，板野 町、上勝町	徳島県東部県土整備局（徳島庁舎） 建築指導担当口	088-653-8818
吉野川市，阿波市，石井町，上板町	徳島県東部県土整備局（吉野川庁舎） 総務担当（建築）	0883-26-3712
阿南市，那賀町，美波町，牟岐町，海陽町	徳島県南部総合県民局県土整備部 （阿南庁舎）企画担当（建築審査指導）	0884-24-4220
美馬市，つるぎ町	徳島県西部総合県民局県土整備部 （美馬庁舎）企画担当（建築指導）	0883-53-2214
三好市，東みよし町	徳島県西部総合県民局県土整備部 （三好庁舎）企画担当（建築）	0883-76-0609

※徳島市内の工事は「徳島県電子申請サービス」の対象外となるので、ご注意ください。

○対象となる工事の詳細は、徳島県のHP

「建設リサイクル法（届出について）」をご確認ください。

○問合せ先

【操作方法に関すること】

（固定電話から）

電子申請サービスヘルプデスク 0120-464-119（平日9:00～17:00）

（固定電話以外）

電子メール：help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp

FAX：06-6733-7307

【届出の内容に関すること】

上表の問合せ先にご連絡ください。



徳島県県土整備部
建設管理課

手続きは裏面
をチェック！

オンライン手続きの流れ

1. 「徳島県電子申請サービス」ページから検索キーワードに「リサイクル」と入力し、「絞り込みで検索」をクリック

徳島県 徳島県電子自治体共同システム 電子申請サービス

申請団体選択

手続き申込

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

カテゴリ選択

利用者選択 ☐ 個人が利用できる手続き ☐ 法人が利用できる手続き

3. 必要事項を記入、添付書類を登録し、「確認へ進む」をクリック、次の申込確認ページで「申込む」をクリック

(26) 工事着手予定日を入力してください。必須

年 月 日

(27) 工事完了予定日を入力してください 必須

年 月 日

別表の添付 必須

別表を添付してください。

別紙・工程表・写真・図面・委任状等の添付 必須

工程表、写真等提出に必要な書類を添付してください。

届出書控えの希望を選択してください 必須

受付印を押印した届出書の控えを希望される場合は、「希望する」を選択してください。

☐ 希望する ☐ 希望しない

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

2. 手続き一覧から「建設リサイクル法第10条に係る届出」を選択

手続き一覧

2023年11月30日 10時07分 現在

並び替え 受付開始日時 降順 表示数変更 20件ずつ表示

1

建設リサイクル法第10条に係る届出

受付開始日時 2023年01月01日00時00分

受付終了日時 随時

利用登録の有無に係わらず、申請が可能です。登録しない場合は、「利用登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

←利用登録しない場合はこちら

利用登録される方はこちら

※メールアドレスを入力後、メールが届きますので、添付のURLからアクセスしてください。

利用登録IDを入力してください

利用登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用登録時に設定していたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

←利用登録している場合はこちら

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

4. 届出済シール等のダウンロード方法
 - ①県の担当職員が届出書を確認後、「届出受理通知メール」を送付します。
 - ②連絡受理後に「徳島県電子申請サービス」の「申込内容照会」ページから通知済シールをダウンロードします。

徳島県 徳島県電子自治体共同システム 電子申請サービス

申請団体選択

手続き申込

申込内容照会

職責署名検証

予約手続き

返信添付ファイル1 届出済シール.pdf

返信添付ファイル2 届出書(控え).pdf

ご注意ください

1. 工事着手するには、第10条の届出を着手する日の7日前までに受付する必要があります。
2. 受付は受理審査を行い、不備がないことを確認した日となります。（必ずしも届出日が受付日になるとは限りません）
3. 届出が時間外（平日8時30分から17時15分以外）、休日・祝日等の場合、受理審査は翌開庁日以降となります。その場合、届出日は翌開庁日以降の日付としてください。
4. 届出内容に不備がある場合、担当者から連絡させていただくことがあります。なお、この場合の受付日は改めて不備がないことを確認した日となります。